令和２年１月２４日

各　位

林災防　神奈川県支部

支部長　吉川　芳郎

伐木等の業務特別教育（労働安全衛生規則第36条第8号）修了者対象

伐木の業務　補講イ（2.5時間）　開催のご案内

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」(平成31年2月14日基発0214号第9号）により定められた補講については、令和2年8月1日の施行日までに受講しないと、施行日以降にチェーンソーを用いた伐木造材作業に就けなくなります。

伐木等の業務特別教育の受講修了者に受講していただくため、下記日程にて補講を行うことにいたしましたのでご案内いたします。

詳細を下記にてご確認いただき、お申し込みいただきますようお願いいたします。

記

日　時　　令和２年３月１８日（水） 　１０：００～１２：３０

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付　 ９：３０～

場　所　　神奈川県足柄上合同庁舎　5階　東会議室

　　　　　足柄上郡開成町吉田島2489-2

受講料　　お一人6,000円（税込・テキスト代、修了証発行費用込）

【受講の条件】

　　・林災防主催の伐木等作業**（則第36条第8号）特別教育の修了者**

　　　（林災防の全国いずれかの支部で修了された方）

　　　・林災防以外で発行された修了証（則第36条第8号）をお持ちの方、

　　　　ただし、修了証発行機関の証明書も必要です

【申込方法】

１　受講申込書と修了証(表裏)のコピー(修了証発行機関、日付、番号等の情報が

わかるよう）をFAXしてください。林災防より受講有無の確認の連絡を致します。

FAX送信先：林災防神奈川県支部　FAX　045-251-4891

多数の場合はメールでの申込書、修了証の添付送付も可。

E-mailｱﾄﾞﾚｽ：[kanagawa@kenmokuren.com](mailto:kanagawa@kenmokuren.com)

申込は定員になり次第締め切らせていただきます。

２　林災防より受講許可の連絡後、受講料をお振込み下さい。

　振込先

　　　横浜銀行　伊勢佐木町支店　（普通）0135824

　口座名　　林業・木材製造業労働災害防止協会　神奈川県支部

　　　　　　　　支部長

３　受講料振込後、下記の書類をご郵送下さい。

　・受講申込書　（押印を忘れずにお願います）

・写真（ﾀﾃ30ﾐﾘ×ﾖｺ25ﾐﾘ上三分身、無帽、背景無地、**裏面に氏名記入**）

・伐木等業務の特別教育修了証明書　（林災防、建災防、コマツ教習所以外の機関で修了された方）

様式A　伐木等業務の特別教育修了証明書についてをご参考に取得機関にて

修了証明書発行をご依頼下さい。

・振込控えのコピー（振込手数料のご負担をお願い致します）

郵送先

　 〒231-0033

横浜市中区長者町9-149 木材会館内　　林災防神奈川県支部　平澤

　以上で申し込み完了となります。

林災防神奈川県支部より、後日、受講票を送付いたします。

【受講に際してのお願い】

　　　　・できるだけ日頃着用している下肢用保護衣をご持参ください。

　　　　　　（移動手段等の関係でご持参が難しい場合は結構です）

　　　　・筆記用具をご持参ください。

　　　　・事前入金された受講料は、当日欠席されても返金はいたしません。

**・公共交通機関のご利用をお願いします。**

小田急線「新松田駅」から徒歩約１５分

バス５分　箱根登山鉄道バス（１番乗り場）

「合同庁舎」下車

やむを得ず車で来場する場合は来場者用駐車場に駐車をお願いします。但し台数に限りがあります。敷地内の通路・消防施設やゴミ置場付近、公用車駐車スペースには絶対駐車しないでください。

【補講イの内容】

　　　受講時間　　2.5時間

　 　（学科）　造材の方法　下肢の切創防止用保護衣等の着用

　　　　　　　 安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

（実技）　下肢の切創防止用保護衣等の着用

※36条8-2補講(エ)の受講者と合同受講となりますのでご了承ください。

[お問い合わせ先]

　　　林業・木材製造業労働災害防止協会 神奈川県支部　事務局　平澤・鈴木

　　　TEL　045-261-3731　　FAX　045-251-4891

　　　E-mail：kanagawa@kenmokuren.com

以上